

Vこんにちは!!「茅ヶ崎市社会福祉協議会」です

茅ヶ崎市社会福祉協議会（通称：市社協）は、ボランティア活動や地域住民による福祉活動を支援し、地域住民の皆さんや、行政・福祉施設などの関係機関や団体などと共に

「すべての人が、住みなれた地域で安心して暮らすことのできるまちづくり」を進めている民間の福祉団体です。

地域の福祉向上を図るため、次のようにさまざまな活動に取り組んでいます。

いつでも、お気軽にご相談ください。

一人ひとりが主人公になれる福祉のまちづくりに、皆さまのご支援をお願いいたします。

地域活動・地区社協活動への支援

日常生活の基盤である地域を中心として、生活問題を解決していこうとする住民による活動や、それらの活動の中核となる13地区にある地区社会福祉協議会（地区社協）の活動を支援しています。

地域でのミニデイサービス・サロン

各地域でミニデイサービス、サロン事業を行っている団体の活動を支援しています。

【ミニデイサービス】外出の機会の少ない高齢者や障害者の外出の機会、地域参加やふれあいの場として地区社協を中心に開催しています。

【子育てサロン】育児中の仲間づくりや、ホッと一息つける場を提供するために地区社協を中心に開催しています。

福祉相談

福祉に関する窓口として、随時相談や情報提供を行っています。

無料成年後見相談

弁護士が成年後見制度にかかわる相談に応じます。

相談は予約制（前月の1日より受付開始）で、1回の相談時間は40分です。

※日程は年度により異なります。

ハンディキャブの運行

身体にハンディのある方の自立と社会参加を目的に、車イスのまま乗り降りできる車（ハンディキャブ）をボランティアの協力を得ながら運行しています。この事業は市障がい福祉課委託事業及び国土交通省の福祉有償運送として実施しています。（有料）

★★★3つのセンター事業★★★

ボランティアセンター

ボランティアコーディネーターが、「ボランティア活動に参加したい方」「ボランティアの手助けを必要としている方」からのご相談を受けています。また、福祉ニーズへの理解と活動への参加を呼びかけるため、情報紙の発行、各種ボランティア入門講座や企業・地域・団体・学校等の依頼や相談に応じて、車イス、手話、点字等の各種体験や当事者の講話などの「出前講座」を実施しています。（ボランティア情報紙は、市内公民館などにも配布しています。）

障害者生活支援センター

自立や社会参加を目指す障がいのある方やその家族の相談に応じ、専門機関の紹介や必要な情報の提供、理学療法士や建築士などが専門的な相談に応じるなど、ニーズにあった支援を行っています。

茅ヶ崎あんしんセンター

認知症、知的・精神・身体障がい等で判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活できるように福祉サービスの利用手続きや金銭管理、重要書類の保管の援助を行っています。（収入により有料）

- 福祉サービス利用援助
福祉サービスに関する情報提供や利用手続きの援助
- 日常的な金銭管理サービス
日常生活に必要な預貯金の出し入れの援助
- 書類等預かりサービス
実印、年金証書など重要な書類の預かり
また、法人後見事業や市民後見人養成事業も行っています。

障がい者のホームヘルプサービス

在宅で生活している障がい者で、日常生活の支援が必要な方に、家事援助・身体介護・通院介護・同行援助のホームヘルプサービス及び移動支援サービスを行っています。

要介護世帯への援助

小・中学生の子どもを持ち、経済的に支援が必要な世帯（生活保護世帯は除く）への、修学旅行支度費などの援助を行っています。

車イスの貸し出し

外出や通院などで必要な方に車イスの貸し出しを無料で行っています。
介護保険対象外のサービスとなります。

生活福祉資金の貸し付け

所得の少ない世帯、障がい者世帯、要介護高齢者世帯（65歳以上）など、他の機関からお金を借りることができない場合に相談を受け、経済的な自立と生活の安定のため、その使途に応じた資金の貸し付けを行っています。なお、民生委員への相談が必要になります。

小口生活資金の貸し付け

一時的に生活に困窮している世帯へ、その自立と生活意欲の助長を図るため、小口生活資金の貸し付けを行っています。

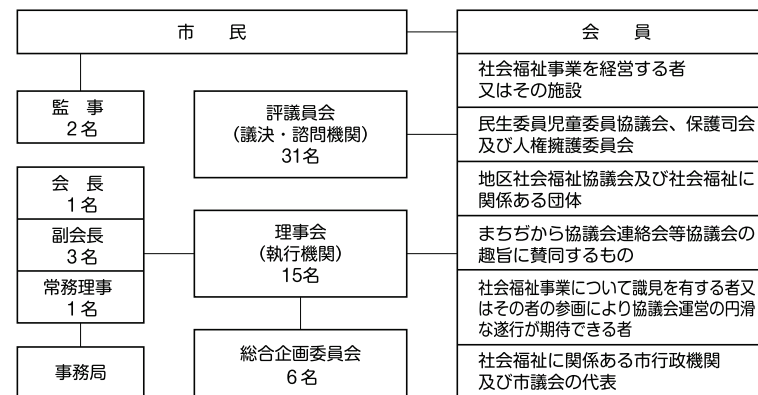
老人福祉センターの管理運営

指定管理者として、茅ヶ崎市老人福祉センターの管理運営（会議室及び備品の貸出、企画事業及び交流事業等の企画・実施）を行っています。

社会福祉協議会の概要

名 称：社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会
所在地：茅ヶ崎市新栄町13-44 さがみ農協ビル2階
設 立：昭和26年4月
法人化：昭和54年2月

組 織 図



★ 賛助会員募集 ～みんなの手でみんなの福祉～ ★

「住民参加」を基本理念とする社会福祉協議会は、広く社会福祉関係の機関・団体の他、「誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める」というその活動趣旨に賛同してくださる方々による会員制の組織です。

そして、社会福祉協議会の行う様々な地域福祉活動の資金は、助成金や寄附金、赤い羽根共同募金などの他、会員の会費と、賛助会員として支援してくださる方々のご厚意（賛助会費）によって支えられています。

ぜひ、福祉活動へご参加いただくと共に、市社協の賛助会員としてご協力をお願いいたします。

- 年会費
 - ・特別賛助会員 1 □ 5,000円（何口でも）
 - ・賛助会員 1 □ 2,000円（何口でも）

- 趣旨に賛同する個人・法人など、どなたでも賛助会員になることができます。